

## 地域安全まちづくり推進計画（第6期）について

## 1 計画策定の主旨・背景

## 2 第5期推進計画の成果

## 3 地域安全を取り巻く状況

## (1) 社会情勢

- ・人口減少・少子高齢化の進展
- ・地域における人と人とのつながりの希薄化
- ・コロナ禍と地域活動の変容
- ・インターネット利用の拡大とその弊害

## (2) 兵庫県の犯罪情勢

- ・犯罪認知件数はピーク時の約2割の水準に減少
- ・高齢者の特殊詐欺被害の増加
- ・子どもに対する声かけ事案等は高止まり
- ・インターネット利用犯罪の増加
- ・女性の性犯罪被害は高止まり
- ・再犯者率は全国平均を上回る

## (3) 地域安全まちづくり活動の現状と課題

- ・まちづくり防犯グループ活動者の高齢化と担い手不足
- ・コロナ禍のなかでのまちづくり防犯グループの活動
- ・まちづくり防犯グループへの支援
- ・事業所の防犯活動への参加は低調 等

## (4) 県民の意識（県民モニターアンケートの概要）

- ・犯罪被害に対する意識（前回より「安心」23.0ポイント増）
- ・子どもにとっての治安状況（前回より「安全」17.6ポイント増）
- ・地域の安全安心の確保のため必要な取組（防犯カメラの設置 62.8%）
- ・子どもを犯罪から守るために必要な取組（登下校時などの見守り活動 51.6%）

## (5) 地域安全まちづくり活動の現状と課題

- ・まちづくり防犯グループ活動者の高齢化と担い手不足
- ・コロナ禍のなかでのまちづくり防犯グループの活動
- ・まちづくり防犯グループへの支援
- ・事業所の防犯活動への参加は低調 等

## 4 第6期計画の基本的枠組

- (1) 位置づけ 地域安全まちづくり条例第12条に基づき、地域安全まちづくり推進計画（第6期）を策定。今回策定する地域安全まちづくり推進計画（第6期）は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画を兼ねる。
- (2) 基本理念 地域社会の力を基本とした安全安心の兵庫の実現
- (3) 計画期間 令和4年度から令和6年度の3カ年
- (4) 基本的方向

○地域安全まちづくり条例に基づき、3つの柱を踏襲

第1の柱 地域安全まちづくり活動の支援

第2の柱 子ども・高齢者等の安全確保の支援

第3の柱 防犯に配慮した施設の管理・整備の支援

第5期計画を継承

(5) 目標（成果指標）の設定

- ① 客観指標（3項目）・刑法犯認知件数の減少傾向維持  
    [重点目標]     ・高齢者の特殊詐欺被害を減少させる  
                    ・子どもに対する声かけ事案等発生件数を減少させる
- ② 主観指標（1項目）・「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う人（体感治安）の割合」を80%以上に維持

(6) 検証の実施                    毎年度実施し、次年度の施策に反映

## 5 主体の連携と役割分担

「地域の安全は地域自ら守る」ことを県民一人ひとりが認識することを基本に、地域の安全安心に向け、各種団体と連携を図り、地域が一体となって取り組む。

犯罪被害者支援については、犯罪被害者等基本法に基づき、国は犯罪被害者等のための施策を総合的に策定・実施し、県市町は国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を実施。

再犯防止の推進については、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、国は再犯防止等に関する施策を総合的に策定・実施し、県市町は国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた各種施策を実施することが努力義務。

## 6 具体的取組

### 《行動1》みんなで安全安心な地域をつくる

#### ア 地域安全まちづくり情報の提供

セミナーの開催、先進的活動の紹介、地域へのタイムリーな防犯情報の提供、成年年齢の18歳への引下げを踏まえた若者の消費者力向上の推進

#### イ 自主防犯活動の促進

まちづくり防犯グループの活動促進、防犯グループが利用しやすい支援策の提供  
各地域での防犯キャンペーンの実施

#### ウ 多様な主体の参加の促進

若い世代・現役世代による防犯活動の推進、新たな担い手の育成（女性、大学生が参加する場の確保、ながら見守りの普及促進）

#### エ 事業所等と連携した防犯の推進

事業所の地域防犯活動への参加促進（子どもの見守り活動への参加等）

#### オ 地域で活動する人材の育成

地域安全まちづくり推進員の委嘱促進、子どもの安全・安心確保のリーダー育成、研修の充実（県・県警・学校が連携した実地研修等の実施等）

### 《行動2》見えない場所からの攻撃から地域を守る

#### ア 特殊詐欺被害の未然防止

自動録音電話機の普及促進、高齢者を対象とした情報提供の提供、コンビニ・金融機関等による水際対策の充実、高齢者への啓発・見守り活動の推進

#### イ サイバー犯罪の未然防止

青少年に対するインターネット上での被害防止の啓発、サイバー犯罪未然防止のための広報啓発活動の推進、青少年のインターネット利用による被害防止対策の推進（児童ポルノ自撮り被害、出会い系サイト被害等）

### 《行動3》子どもが安全安心に暮らせる地域をつくる

#### ア 地域における子どもの見守り活動の推進

- 見守り活動に役立つ防犯情報の提供、実践的な訓練実施、子どもの安全・安心確保リーダー養成、「学校緊急通報制度」の充実、高齢者による子ども見守り活動の充実
- イ 子どもを犯罪から守る対策の強化  
体験型防犯訓練の実施など子どもの危機回避能力の向上、子どもと地域防犯グループとの合同安全教育の実施、JKビジネス対策など犯罪に巻き込まれない対策の強化
  - ウ 児童虐待防止対策の推進  
児童虐待防止24時間ホットラインの運営、児童虐待家庭への支援の充実、こども家庭センターの機能強化、児童虐待医療ネットワークの構築
  - エ いじめ防止対策の推進  
いじめ対応ネットワークの構築、SNSを活用した教育相談体制の構築
  - オ 地域で支える子どもの健全育成  
青少年愛護条例の適正運用による社会環境づくり、ひろば事業、こども食堂への支援、少年サポートセンターの運営

#### 《行動4》女性が安全に安心して暮らせる地域をつくる

- ア 女性の安全安心を支える体制整備  
防犯教育の開催、危機回避能力の向上など予防対策の推進、女性問題カウンセラーの配置など相談体制の充実
- イ 女性を守る対策の充実  
DV・ストーカー等への対応の強化、性犯罪等被害者への支援の充実

#### 《行動5》高齢者、障害者が安全安心に暮らせる地域をつくる

- ア 高齢者を犯罪から守る体制づくり  
消費者被害防止のための啓発・見守り活動の推進、高齢者虐待防止の強化
- イ 高齢者を地域で見守る体制づくり  
認知症やひとり暮らしの高齢者への見守りの力の向上、認知症地域支援体制の強化
- ウ 障害者の見守り活動の推進  
みんなの声かけ運動の推進、消費トラブルの防止、精神保健福祉体制の充実
- エ 障害者の差別解消・権利擁護の推進  
障害者差別解消のための相談体制整備、虐待防止・権利擁護体制の推進

#### 《行動6》犯罪被害者等の支援を充実する

- ア 県民・事業者等の理解の促進  
団体等と連携した広報の実施、県民・事業者等への広報・普及啓発の推進
- イ 被害者等への支援の充実  
ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」の円滑な運営、犯罪相談窓口の充実、相談窓口等での二次被害の防止の徹底、経済的支援の充実、就労支援、住居確保への支援
- ウ 関係機関・団体との連携の強化  
市町との連携強化、多様な関係団体等との連携、民間支援団体との連携

#### 《行動7》更生支援と再犯防止対策の対策を推進する

- ア 県民・事業者等への理解の促進  
「社会を明るくする運動」の周知、地域で見守る機運の醸成
- イ 就労支援等の充実  
協力雇用主の拡大・理解の促進、入札・契約制度における優遇措置、就労奨励に向け

- た 経済的新絵、住居確保の支援
- ウ 福祉的支援を必要とする出所者等への保健・医療・福祉サービスの提供  
出所後の生活安定への支援の充実、障害者・高齢者の立ち直り支援、薬物依存症に関する相談窓口の充実、薬物依存者の社会復帰支援の充実
- エ 関係機関・団体等との連携の強化  
再犯防止関係機関連絡会議の設置、県市町が連携した支援の充実、国との情報共有、地域の実情に応じた市さくり推進

## 《行動8》安全で安心な住みやすい環境づくりを推進する

- ア 安全で安心なまちづくりの推進  
(犯罪防止に配慮したまちづくり) 防犯まちづくりの推進、空家の適正管理の推進  
(防犯効果を高める環境美化の推進) 不法投棄を許さない地域づくりの推進、ひょうごアドプトの推進  
(公共交通・公益的施設等の安全設備の向上) 鉄道駅ホームドアの設置促進
- イ 防犯カメラ等の設置による犯罪の抑止  
防犯カメラの普及啓発・設置促進、商店街等における防犯カメラ等の整備支援
- ウ 住宅の防犯性の向上  
防犯優良マンション供給の推進、防犯優良機器の普及促進
- エ 繁華街等の環境の浄化  
客引き行為等防止条例の推進、官民協働による安全安心な繁華街・歓楽街等の確保
- オ 薬物乱用防止対策の推進  
普及啓発の促進、薬物相談の充実
- カ 地域で見守るしくみの充実  
ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談の運営

## 7 推進体制

- (1) ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の運営
- (2) 市町防犯担当課長会議・市町被害者支援担当課長会議の運営
- (3) 兵庫県被害者支援連絡協議会の運営